

はじめまして。 自動車リサイクル法です。

来年2005年1月スタートします。



自動車リサイクル法では、クルマをお持ちのすべてのみなさまに、
リサイクル料金のお支払いをお願いします。

クルマの登録・車検などの際にお支払いの確認がなされます。

廃車は自治体に登録した引取業者に引き渡していただくことが必要になります。

Q:自動車リサイクル法って何?



A:ゴミを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、クルマのリサイクルについてメーカー、関連事業者、クルマの所有者の役割を定めた法律です。

※原則としてすべての四輪自動車が対象です。(トラック・バスなどの大型車、商用車も含まれます。)



財団法人 自動車リサイクル促進センター

[経済産業省・環境省指定法人]

Q:リサイクル料金って何?



A:クルマごとにメーカーや輸入事業者が設定します。
本年の夏以降に順次公表されるリサイクル料金をご確認下さい。

リサイクル料金はクルマのリサイクルの障害となっている
シュレッダーダスト・フロン・エアバッグのリサイクル・適正処理に使われます。
さらに、一部はリサイクル料金の管理や、情報管理にも使われます。

リサイクル料金は国の指定を受けた資金管理人である
(財)自動車リサイクル促進センターが安全・確実に管理します。

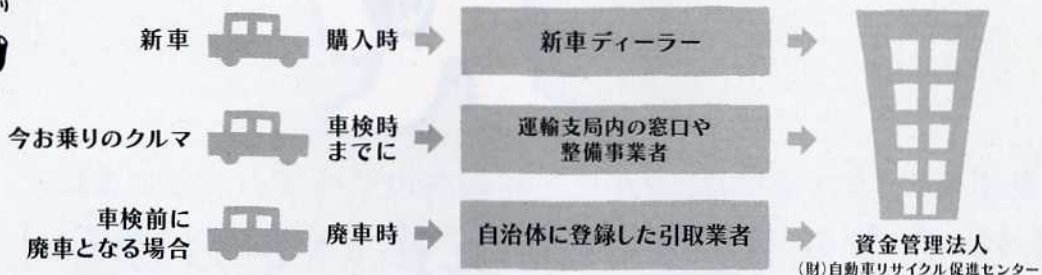
※車検時や廃車時には、リサイクル料金とは別に手数料や費用がかかる場合もあります。

[シュレッダーダスト] クルマの解体・破砕後に残る廃棄物。
[フロン] カーエアコンの冷媒。オゾン層破壊・地球温暖化の要因となるので適正処理が必要。
[エアバッグ] 安全な処理には専門的な技術とコストが必要。

Q:リサイクル料金はいつ支払う必要があるの?



A:新車は購入時に。今お乗りのクルマは、制度スタート後最初の車検時までに。
車検前に廃車となる場合は廃車時に、リサイクル料金のお支払いが必要です。



※来年2月1日から、登録・車検などの際に国による支払いの確認がなされます。



くわしくは <http://www.jarc.or.jp>

電話でのお問い合わせは
自動車リサイクルシステムコンタクトセンター
(コールセンター) **03-5673-7396**
受付時間 / 平日 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日を除く)

自動車リサイクル法



2005.1.1

スタートです。